

添付法令資料 4 :

完成車輸出の実施規則に関する 2019 年 2 月 11 日付インドネシア共和国財務省
関税総局関税総局長規定 No.PER-1/BC/2019 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条)
- 第 3 章 輸出者及び暫定保管業者の要件 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 (原文ママ) 商品の輸出申告 (第 5 条)
- 第 3 章 (原文ママ) 積載地の税関地区における商品の搬入 (第 6 条)
- 第 4 章 輸出商品の積載及び照合
 - 第 1 節 輸出商品の積載 (第 7 条)
 - 第 2 節 照合 (第 8 条)
- 第 5 章 輸出の取消し及び輸出申告書データの修正
 - 第 1 節 輸出申告書データの取消し (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 2 節 輸出申告書データの修正 (第 11 条ないし第 13 条)
- 第 6 章 積載地の税関地区からの商品の搬出 (第 14 条)
- 第 7 章 監督 (第 15 条)
- 第 9 章 (原文ママ) 雑則 (第 16 条及び第 17 条)
- 第 10 章 終則 (第 18 条)